

「久慈川河川整備計画（骨子）」について、
学識経験を有する者、関係する住民、関係県市村から
いただいたご意見に対する関東地方整備局の考え方

本資料は、「久慈川河川整備計画（骨子）」について学識経験を有する者、関係する住民、関係県市村からいただいたご意見に対する関東地方整備局の考え方を示したものです。

なお、できるだけわかりやすくご説明する観点から、いただいたご意見について、その論点を体系的にいただいたご意見の概要として整理したうえで、ご意見の概要ごとに関東地方整備局の考え方を示しております。このため、ご意見を提出していただいた方が指定した章節と、関東地方整備局の考え方を示した章節が一致していない場合があります。

原案章節	論点 番号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局の考え方
1. 2 計画対象期間	1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画対象期間について ・ 整備計画は30年間の対応であるが、異常気象も踏まえて計画は、柔軟に見直すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画については、必要に応じて適宜見直しを行う旨を、原案「3.2 計画対象期間」に記載しました。
2. 河川整備計画の目標に関する事項	2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 河川整備計画の目標について ・ 河川整備計画と基本方針の関係について明確に記載すべき。 ・ 久慈川流域全体として連続性がある程度保たれるよう意識した計画とすべき。 ・ 治水、利水、環境はトレードオフの関係にあり、自然環境が豊かな久慈川においては、それぞれに効果的な対策を両立させるのは難しいと考えられるため、久慈川の整備の考え方について記載すべき。 ・ 久慈川の利水の歴史は古く、江戸時代に辰ノ口堰をはじめとして多くの堰がつくられて、利用・活用されてきたということも触れるべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 河川整備計画と基本方針の関係については、ご意見を踏まえて、原案「4.河川整備計画の目標に関する事項」に記載しました。 ・ 久慈川流域全体の連続性を意識した計画とすべきのご意見については、原案「4.河川整備計画の目標に関する事項」に記載しました。 ・ 久慈川の整備については、治水・利水・環境に関わる施策を総合的に展開することを目標としていますが、適宜見直しを行うとともに、段階的に整備を行う旨を、原案「4.河川整備計画の目標に関する事項」に記載しました。 ・ 利水の歴史については、ご意見を踏まえて、原案「1.3 利水の沿革」に記載しました。
2. 1 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標	3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基準地点について ・ 基準地点の設定根拠が不明。直轄管理区間の「額田」を基準地点にすべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基準点の設定については、久慈川の流況を代表できる地点であり、流量の管理・監視が行いやすい地点であること、洪水形態の変化点であること、水理水文資料の蓄積があること、既定計画においても基準地点であることなどから「山方」としてしています。
	4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目標について ・ 概ね30年間の整備メニューについて、優先順位を示して整備の実施方針を明確に示すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 整備手順を具体的にお示しすることは容易ではありませんが、上下流、左右岸のバランスの確保を図りながら進めていくこととしており、原案「5.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要」に記載しています。

原案章節	論点番号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局の考え方
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 目標流量の数値を明記すべき。 ・ 目標流量の書き方について、確率年を記載すべき。 ・ 気候変動、地球温暖化などを踏まえて考えていくことも必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目標流量の数値については、ご意見を踏まえて、原案「4.1 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標」に記載しました。 ・ 河川整備計画の目標については、久慈川流域の皆様におわかりやすくお伝えするため、流域で大きな被害のあった洪水を記述しております。なお、昭和 61 年 8 月洪水を流量確率により評価すると、年超過確率で 1/30～1/40 となります。 ・ また、気候変動に関する旨は、原案「4.河川整備計画の目標に関する事項」に記載しました。
	5	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主な洪水について <ul style="list-style-type: none"> ・ 骨子の 4 ページに記載している山方地点における年最大流量は、直近のデータまで示すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 山方地点における年最大流量は、第 3 回久慈川河川整備計画有識者会議の資料の中で提示しています。
2. 2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標	6	<ul style="list-style-type: none"> ・ 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標について <ul style="list-style-type: none"> ・ 利水機関や利水者の協力がなければ流量確保が困難なため、「これらの流量を確保するよう努めます」を「これらの流量を関係機関等と連携し確保に努めます」に変更すべき。 ・ 山方地点は直轄区間より上流なので、国が流量確保できないのではないか。 ・ 実際の流況を明記すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご意見を踏まえて、関係機関等と連携する旨を、原案「5.1.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項」に記載しました。 ・ 山方地点の正常流量の不足を補うための施設は無いことから、日頃から関係水利利用者等との情報交換に努め、水利権の更新時には水利の実態に合わせた見直しを適切に行います。 ・ 実際の流況については、ご意見を踏まえて、原案「2.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する現状と課題 表 2-5 久慈川における山方地点の流況」に記載しました。
2. 3 河川環境の整備と保全に関する目標	7	<ul style="list-style-type: none"> ・ 景観について <ul style="list-style-type: none"> ・ 歴史的な景観は、「形成」するのではなく、昔からあったものを「維持」という考え方であるべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご意見を踏まえて、適切な保全に努める旨を、原案「4.3 河川環境の整備と保全に関する目標」に記載しました。

原案章節	論点番号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局の考え方
	8	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水害防備林について <ul style="list-style-type: none"> ・ 水害防備林の洪水時の流水に対する安全性の検証と整理、適切な維持管理をすべき。 ・ 堤防の近くまで竹林が繁茂しており、堤防の健全性を脅かす要因ともなり得るため、適切な維持管理に努めるべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご意見を踏まえて、原案「5.2.1(6)河川等における基礎的な調査・研究」、原案「5.2.1(2)河道の維持管理」に記載しました。 ・ また、堤防の機能が維持されるよう堤防機能に影響する植生について調査・検討を実施する旨を原案「5.2.1(1)堤防の維持管理」に記載しました。
3. 1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要	9	<ul style="list-style-type: none"> ・ 異常気象等による増水対策について <ul style="list-style-type: none"> ・ 気候変動の影響等を踏まえ、河道の流下能力向上に取り組むべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご意見を踏まえて、気候変動の影響への対応等について関係機関と連携しつつ調査検討を行う旨を、原案「5.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要」に記載し、流下能力向上の具体的な対策について、原案「5.1.1(1)堤防の整備」、原案「5.1.1(2)河道掘削」及び原案「5.2.1(2)河道の維持管理」に記載しました。
3. 1. 1 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項	10	<ul style="list-style-type: none"> ・ 洪水、津波、高潮等による被害の発生の防止又は軽減に関する事項について <ul style="list-style-type: none"> ・ 河道掘削や堤防整備などの事業を早期に完成させ、治水安全度の向上を図っていただきたい。 ・ 上下流バランスを考慮した整備を行うことを明記すべき。 ・ 計画対象期間内に、どの程度整備が進むのか明記すべき。 ・ 洪水や高潮の危険性について十分な調査・研究を行うべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご意見を踏まえて、上下流及び左右岸の治水安全度のバランスを確保しつつ、段階的かつ着実に整備を進める旨を、原案「5.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要」に記載しました。 ・ また、具体的な整備内容を原案「5.1.1 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項」に記載しました。 ・ 洪水や高潮等については、ご意見を踏まえて、原案「5.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要」に記載しました。
	11	<ul style="list-style-type: none"> ・ 堤防の整備について <ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き堤防整備を推進していただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご意見を踏まえて、堤防整備については、原案「5.1.1(1)堤防の整備」に記載しました。

原案章節	論点番号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局の考え方
	12	<ul style="list-style-type: none"> ・河道掘削について ・河道掘削にあわせて、河道、高水敷に繁茂する立木等の植生の伐採、除草を実施していただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見を踏まえて、河道掘削については原案「5.1.1(2)河道掘削」、河道内樹木の伐採については原案「5.2.1(2)河道の維持管理」に記載しました。
	13	<ul style="list-style-type: none"> ・浸水防止対策について ・具体的な対策に霞堤も明記していただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和61年8月洪水と同規模の洪水による災害の発生の防止又は軽減を図る目標を掲げる中で、霞堤の整備を行う具体的な予定はありませんが、具体的な施設計画については、関係機関と連携・調整を図りながら検討を行います。
	14	<ul style="list-style-type: none"> ・浸透・浸食対策について ・水衝部において、河岸の局所洗掘が発生する箇所等における対策を記載していただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見を踏まえて、浸食対策については、原案「5.1.1(4)浸透・浸食対策」に記載しました。
	15	<ul style="list-style-type: none"> ・地震・津波遡上対策について ・津波・高潮対策について河川整備計画に盛り込んでいただきたい。 ・地震・津波対策として、耐震対策や非常電源対策を検討してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見を踏まえて、高潮・津波に対する堤防の整備については、洪水を安全に流下させるための堤防の整備により、高潮及び比較的発生頻度の高い津波による災害の防止にも配慮する旨を、原案「5.1.1(1)堤防の整備」に記載しました。 ・また、地震・津波遡上対策については、原案「5.1.1(5)地震・津波遡上対策」に記載しました。
	16	<ul style="list-style-type: none"> ・内水対策について ・内水が生じやすい箇所について排水機場の整備等の内水対策を検討してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見を踏まえて、内水対策については、原案「5.1.1(6)内水対策」に記載しました。
	17	<ul style="list-style-type: none"> ・危機管理対策について ・小島河川防災ステーションや水防団待機場所等を整備するのであれば、その整備内容を記載すべき。 ・危機管理型ハード対策工法について具体的にどのような対策を実施するか記載すべき。 ・危機管理対策として、市町村等と連携や情報伝達体制の構築などが必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災ステーションの整備内容等については、ご意見を踏まえて、原案「5.1.1(7)危機管理対策」に記載しました。 ・危機管理型ハード対策として想定している取組については、ご意見を踏まえて、原案「2.1洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する現状と課題 表2-4 堤防構造を工夫する対策を行う区間」に記載しました。

原案章節	論点番号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局の考え方
			<ul style="list-style-type: none"> ・危機管理対策としての市町村等との連携や情報伝達体制の構築などについては、ご意見を踏まえて、原案「5.2.1(7)地域における防災力の向上」に記載しました。
3. 1. 2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項	18	<ul style="list-style-type: none"> ・河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項について <ul style="list-style-type: none"> ・気候変動の影響による、利水上の課題や対策の検討を行うべき。 ・気候変動の影響等を踏まえ、塩分遡上に対する対応を計画に明記していただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見を踏まえて、地球温暖化に伴う気候変動の影響への対応等について、調査・検討を行う旨を、原案「5.1.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項」に記載しました。 ・塩分遡上については、ご意見を踏まえて、原案「5.2.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項」に記載しました。
3. 1. 3 河川環境の整備と保全に関する事項	19	<ul style="list-style-type: none"> ・自然環境の保全について <ul style="list-style-type: none"> ・アユ・サケ等に配慮して、良好な自然環境の保全に努めるべき。 ・堅磐地区では、鳥類（サギ）が生息するコロニーを作っており、その生息環境の保全に向けたモニタリング等を進めているところであるが、鳥類の生息環境を保全することについて、河川整備計画に記載すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見を踏まえて、アユ・サケ等の生息・産卵場となる瀬と淵の保全に努める旨を、原案「5.1.3(2)自然環境の保全」に記載しました。 ・ご意見を踏まえて、治水と環境の調和を図り、サギ類のコロニーへの影響等を最小限に抑える旨を、原案「5.1.3(2)自然環境の保全」に記載しました。
	20	<ul style="list-style-type: none"> ・人と河川との豊かなふれあいの確保について <ul style="list-style-type: none"> ・自然とのふれあいやスポーツ等の河川利用の促進を図り、沿川自治体等と協働して、適正な管理に努めるべき。 ・山田川（上河合町・藤田町）にあるサイクリングロードを一層利用していただけるよう、自治体・関係機関と協働して、河川整備を推進すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見を踏まえて、地方公共団体と協働して、地域のニーズに合わせた河川利用に資する整備や管理を行う旨を、「5.1.3(3)人と河川との豊かなふれあいの確保に関する整備」「5.2.3(3)河川空間の適正な利用」に記載しました。

原案章節	論点 番号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局の考え方
3. 2. 1 洪水、津波、高潮等による 災害の発生の防止又は軽減に関する事項	21	<ul style="list-style-type: none"> ・河川の維持の目的、種類及び施行の場所について ・河川管理施設について、トータルコストの縮減・平準化を図れるよう、計画的な維持管理を実施してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見を踏まえて、ライフサイクルコストの縮減に務める旨を、原案「5.2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所」に記載しました。
	22	<ul style="list-style-type: none"> ・気候変動について ・気候変動と海面上昇を考慮した未来予測を踏まえて、堤防の高さや水路断面を考えるべき。 ・水害や海面上昇に対する対応を優先し、早期に進めて欲しい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見を踏まえて、地球温暖化に伴う気候変動の影響への対応等について、調査・検討を行う旨を、原案「5.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要」に記載しました。 ・河川の整備にあたっては、段階的に着実に進めてまいります。
	23	<ul style="list-style-type: none"> ・河道の維持管理について ・河道内樹木の影響について、本文に明確に記載してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見を踏まえて、河道内の樹林化の進行は、流下能力の低下等の支障をきたすおそれがある旨を、原案「5.2.1(2) 河道の維持管理」に記載しました。
	24	<ul style="list-style-type: none"> ・樋門・樋管等の維持管理について ・操作委託者の安全性を向上させるため、樋門・樋管操作の自動化を推進すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見を踏まえて、樋門の施設操作の遠隔化・自動化等の整備を必要に応じて実施する旨を、原案「5.1.1(7)危機管理対策」に記載しました。
	25	<ul style="list-style-type: none"> ・許可工作物の機能の維持について ・潜橋は、地震災害時の場合に、緊急橋梁としても利用が可能となる可能性があり、適切な調査、及び利用法が有るかを検討すべき事を明記すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・潜橋については、占用許可を受けたものが、当該工作物の維持管理や永久橋への架替を検討することとしており、定められた許可基準に基づき占用許可を受けた者に対し、改築等の指導を行う旨を、原案「5.2.1(4)許可工作物の機能の維持」に記載しました。

原案章節	論点 番号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局の考え方
	26	<ul style="list-style-type: none"> ・河川等における基礎的な調査・研究について ・活用できるデータは共有し、防災対策に役立たせるべきであるため、「……その成果を、具体的な工事や維持管理に活用します」を「……その成果を、具体的な工事や維持管理に活用するとともに、関係自治体にその成果を共有して防災対策に役立てます」とすべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災対策には関係自治体との連携が不可欠であり、その旨を原案「5.2.1(7)地域における防災力の向上」に記載しました。
	27	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における防災力の向上について ・久慈川・那珂川流域における減災対策協議会の取組方針を踏まえるべき。 ・災害時の的確な情報伝達をより明確に本文に反映すべき。 ・久慈川は急勾配で早く増水するため、避難の時間がないのではないか。過去の事例を分析して、情報提供のあり方等の対応方策の検討を念入りに行うべき。 ・防災力の向上を図るためには、減災対策協議会での対応以外の対応も市町村等と連携して実施すべき。 ・市町村や住民の防災意識を育てるような取り組みを考えてゆくべき。 ・水防団の体制整備のみならず、最新技術も踏まえた対策を実施すべき。 ・写真タイトルについて、「合同巡視の状況」を「自治体との合同巡視状況」とすべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見を踏まえて、原案「5.2.1(7)地域における防災力の向上」に記載しました。 ・写真タイトルについてのご意見については、今後の参考とさせていただきます。

原案章節	論点番号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局の考え方
3. 2. 2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項	28	<ul style="list-style-type: none"> ・河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項について <ul style="list-style-type: none"> ・固定堰等の老朽化・破損等により、取水が困難とならないよう、対策を実施すべき。 ・「水質」という言葉が指す意味が、BOD等の汚濁負荷を指す意味と、塩化物イオン濃度等、個別の水質指標を指す意味など、複数あるため統一すべき。 ・久慈川においては、水量の確保が生物の生息にとって重要な問題であることを認識すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・久慈川においては、取水を目的に設置された固定堰等は、利水者によって設置されたものであり、許可工作物の許可基準等に基づき適切に管理する旨を、原案「5.2.1(4)許可工作物の機能の維持」に記載しました。 ・ご意見を踏まえて、水質の指す範囲に差が生じないように、原案を作成しました。 ・久慈川には正常流量の不足を補うための施設は無いことから、日頃から関係水利利用者等との情報交換に努め、水利権の更新時には水利の実態に合わせた見直しを適切に行います。
3. 2. 3 河川環境の整備と保全に関する事項	29	<ul style="list-style-type: none"> ・水質の保全について <ul style="list-style-type: none"> ・水質の評価の指標がどのようなものか、読んで分かるように記載すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見を踏まえて、「河川水質管理の指標」により水質の評価を行う旨を「5.2.3(1)水質の保全」に記載しました。
	30	<ul style="list-style-type: none"> ・自然環境の保全について <ul style="list-style-type: none"> ・河川の維持の目的、種類及び施行の場所のうち、河川環境の整備と保全に関する事項の(2)自然環境の保全に、アユ・サケ等の魚類についての整備内容等を記載すべき。 ・生物調査の結果を、河川環境の改善につなげてゆく旨を記載すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見を踏まえて、魚類等の遡上・降下環境の確保に努める旨を、原案「5.1.3(2)自然環境の保全」及び原案「5.2.3(2)自然環境の保全」に記載しました。 ・ご意見を踏まえて、調査結果については、河川整備等の実施時に活用する旨を、原案「5.2.3(2)自然環境の保全」に記載しました。
	31	<ul style="list-style-type: none"> ・河川空間の適正な利用について <ul style="list-style-type: none"> ・久慈川の河口部では、マリンスポーツも盛んに行われているため、その旨を記載すべき。 ・観光客等が川に訪れることが多くなっているため、水難事故等のリスクに対する対応を記載すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見を踏まえて、安全で秩序ある河岸周辺や水面の利用を図る旨を、原案「2.3(3)河川空間の利用」に記載しました。 ・ご意見を踏まえて、河川の魅力や水難事故等の危険性等を伝えることのできる指導者の育成を支援する旨を、原案「5.2.3(5)環境教育の推進」に記載しました。

原案章節	論点番号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局の考え方
	32	<ul style="list-style-type: none"> ・ 景観の保全について ・ 茨城県北地域の振興に、久慈川・山田川・里川はシンボリックな役割を担っていることを明記すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご意見を踏まえて、「5.2.3(4)景観の保全」に記載しました。
	33	<ul style="list-style-type: none"> ・ 竹林の保全について ・ 水害防備林の竹林が拡大・密集してきており、流水阻害や景観等に問題があるため、適切に維持管理すべき。 ・ 竹林は過去から拡大しているため、伐採するのは当然であるが、竹林の水防効果に期待する住民もいることから、伐採する場合は理解が得られるように説明すべき。 ・ 竹林の管理にあたっては、若い竹はもとより立ち枯れた竹の伐採、除根をして、日常から維持管理する必要があるため、この旨を記載すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご意見を踏まえて、土地の利用状況に鑑み、治水に影響のない範囲で伐採するなど適切に保全する旨を、原案「5.2.3(4)景観の保全」に記載しました。 ・ 河道の管理を適切に行う中で、必要に応じて、立ち枯れた竹も含めた樹木を伐採することとしていますが、ご意見については、今後の参考にさせていただきます。
	34	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境教育の推進について ・ 住民の防災意識を育てるような取り組みを考えてゆくべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご意見を踏まえて、原案「5.2.1(7)10)防災教育や防災知識の普及」に記載しました。
	35	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不法投棄対策について ・ 不法投棄のゴミで河川景観が悪化しているため、適切な維持管理を実施すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご意見を踏まえて、ゴミの不法投棄対策に取り組む旨を、原案「5.2.3(6)不法投棄対策」に記載しました。
<ul style="list-style-type: none"> ・ その他 	36	<ul style="list-style-type: none"> ・ 河川整備計画策定の取り組みについて ・ 一刻も早く整備計画を策定してほしい。 ・ 整備計画の策定に当たっては地元市町村の合意を図ってほしい。 ・ 川を知っているのは地元の人なので、地元の意見を反映できる計画としてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各方面からさまざまなご意見に耳を傾けつつ、速やかに策定作業を進めていきたいと考えています。 ・ 久慈川水系河川整備計画の策定を進めるにあたり、平成28年7月から河川法16条の2第5項に基づく関係県知事の意見聴取に先立ち久慈川河川整備計画行政連絡会議を開催し、関係縣市村と検討内容の認識を深め、同平成28年7月に河川法第16条の2第3項の趣旨に基づき学識経験を有する者の意見を聴く場として、久慈川河川整備計画有識者会議を開催するとともに、平成28年9月に「久慈川河川整備計画(骨子)」を公表し、意見募集をしてきたところであり、それぞれの段階において、関係縣市村、学識経験を有する者、関係住民等から意見聴取を実施してきました。

原案章節	論点番号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局の考え方
			<ul style="list-style-type: none"> ・今後も、各段階においてご意見をお聞きし、関東地方整備局の考え方を整理し、河川整備計画策定に向けた検討を進めていきます。 ・なお、意見募集の結果については、「久慈川水系河川整備計画 第3回久慈川河川整備計画行政連絡会議」で公表しています。 http://www.ktr.mlit.go.jp/river/shihon/river_shihon00000357.html
	37	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺住民への対応について ・ 周辺住民の川に対する意識の変化を踏まえた対応をすべき。 ・ 周辺住民に対し堤防整備の考え方をきちんと理解してもらうことが必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご意見を踏まえて、関係機関や地域住民と共通の認識を持ち、連携を強化、河川の多様性を意識しつつ、治水・利水・環境に関わる施策を総合的に展開する旨を原案「5.河川整備の実施に関する事項」に記載しました。